

東郷町 教員の働き方改革ガイドライン

令和 3 年 7 月

1 ガイドライン策定の趣旨

教員の長時間労働の改善は、教員が一人一人の子どもに丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた指導を実現していくための重要かつ喫緊の課題である。愛知県では 2020 年 7 月に公布した「愛知県立学校の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「愛知県立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する方針」において、勤務時間外の在校時間の上限を、1 か月 45 時間、年間 360 時間と定めた。このことから、2021 年度以降は、これらの規則及び方針に基づいて、保護者や町民の理解を得ながら、東郷町教育委員会、町内小中学校とともに、教員が学習指導、生徒指導などの本来的な業務に専念できる環境づくりを進める必要がある。

2 ガイドラインの期間

ガイドラインの期間は、令和 3 年度から当面の間とする。

3 在校時間に関する方針

(1) 上限の目安時間

① 1 か月の在校時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間（以下「超過時間」という）が、1 か月 4 5 時間を超えないようにする。

② 超過時間が、年間 3 6 0 時間を超えないようにする。

(2) 特例的な扱い

① 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、超過時間が、年間 7 2 0 時間を超えないようにする。この場合においては、超過時間が 4 5 時間を超える月は、1 年間に 6 か月までとする。

② また、超過時間が 1 0 0 時間未満であるとともに、連続する複数月のそれぞれの期間について、各月の超過時間の平均が 8 0 時間を超えないようにする。

4 取組の柱及び具体的な内容

(1) 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化

① 教育委員会における取組

ア 教員の多忙化解消に向けた取組や、教員の勤務時間・学校管理下の範囲等について、保護者や地域の理解が得られるよう努める。

イ 小中学校で導入したタイムカードにより、在校時間を正確かつ客観的に把握し、必要に応じて長時間労働を是正するよう指導する。計測した時間は行政文書として管理及び保存を適切に行う。

ウ 超過時間が一定時間（1 か月 1 0 0 時間）を超えた教員や希望者に対して医師による面接指導を実施する。

エ 夏季休業中に学校閉校日を設定する。

オ 全教員を対象にストレスチェックを実施し、その結果に基づき、必要に応じて各校に対し、ストレス状態の改善に向けた助言を行う。

カ ストレスチェックの結果、高ストレスの判定であったものが希望した場合、医師による面接指導を実施する。

キ 全小中学校において導入した自動応答機能付き電話を活用し、平日の夜間・早朝及び休日・閉校日の電話対応をする。

② 各学校における取組

ア 管理職は、教員の在校時間の状況を把握し、長時間労働の是正に取り組む。

イ 定時退校日を月 2 回以上設定する。

ウ 学校の開錠時間を早くとも 7 時、施錠時間を遅くとも 20 時となるよう努める。

エ 在校時間の長時間化を防ぐために、業務の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。

オ 年次休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。

カ 欠席・遅刻連絡の受付を電話以外の方法で行うことを検討する。

キ 学校評価の評価項目に、働き方改革に関する項目を設定する。

(2) 業務改善に向けた学校マネジメントの推進

① 教育委員会における取組

ア 学校マネジメントに関わる研修を行う。

イ 教員が教育活動に専念できる体制をめざし、学校事務共同実施の更なる推進を図る。

② 各学校における取組

ア 校長のリーダーシップの下、時間の有効活用やワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた教員の働き方に対する意識改革に努める。

イ S S W等の活用により外部の専門機関との連携を推進する。必要に応じて、ケース会議や相談活動を行い、適切に児童生徒の支援につなげることで教員の負担軽減に努める。

(3) 部活動指導に関わる負担の軽減

① 教育委員会における取組

ア 「愛知地区の部活動のあり方」に基づいた活動がなされているか確認し、必要に応じて改善に向けた指導を行う。

イ 部活動指導員制度について検討する。

ウ 令和 5 年度以降の休日部活動の段階的な地域への移行に向けて、研究を実施する。

② 各学校における取組

ア 「愛知地区の部活動のあり方」に基づき活動を行う。

イ 校長は、部活動を指導する教員の勤務状況について正確に把握し、必要に応じて是正に取り組む。

ウ 複数顧問制を基本とする。

エ 出場大会については、保護者理解のもと精選を図る。

(4) 業務改善と環境整備に向けた取組

① 教育委員会における取組

ア 教育委員会が主催する会議、研修、各種調査(作品募集含む)等の精選を行う。

イ 学校生活支援員を確保する。

- ウ 校務支援システムの有効活用に向けて教員への研修を行う。
- エ 町費の教員（非常勤）、ＳＳＷの増員、事務職員の導入について検討を行う。
- オ スクールサポーターの積極的な活用を図る。
- カ 給食費の定額制を継続し、集金事務の簡素化を図る。

② 各学校における取組

- ア 引き続き、会議や学校行事の精選に努める。
- イ 学校経営案に、教員の多忙化解消に向けた取組を明文化し、学校全体で業務改善を図ろうという意識の共有化に努める。
- ウ 校務支援システムの効果的な運用を図り、児童生徒への対応に専念できる時間を確保する。さらに効果的な運用の検討に努める。
- エ 保護者会等の面談の時間設定は、基本的に勤務時間内に行うようにする。
- オ 登下校時の交通安全指導は必要最低限に止め、警察やＰＴＡとの連携を図る。

5 在校時間の把握と事後的検証

(1) 長時間労働に対する指導

① 教育委員会における取組

- ア 在校時間が長時間化している教員に対する管理職の指導内容を確認する。
- イ 安全衛生委員会において、在校時間の縮減対策を点検し、健康障害防止策を審議する。
- ウ 安全衛生委員会において、在校時間の縮減による職場環境改善状況を把握し、評価する。

② 各学校における取組

- ア 管理職は、在校時間集計を月ごとに確認し、「3 在校時間に関する方針」に示す目安を超える教員または超える可能性がある教員を把握する。
- イ 校長は、医師による面接指導を希望しない職員であっても、必要があると認められる者に対しては医師による面接指導を勧奨する。
- ウ 校長は、各教員の在校時間を把握し、その状況を安全衛生委員会に報告する。
- エ 長時間労働の問題点について、全教員に共通認識をもたせるための啓発を行う。